平成２１年（再ロ）第１２号
札幌市中央区南19条西５丁目２番１―702号
再生債務者　藤川　俊明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月23日まで
平成21年９月25日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第５号
青森県北津軽郡板柳町大字辻字福岡78番地20
再生債務者　伊藤　達也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月23日まで
平成21年９月25日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１号
山口県下関市安岡本町１丁目５番19号
再生債務者　木山　敏宏
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月26日まで
平成21年９月24日
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２１年（再ロ）第９号
兵庫県加古川市野口町坂井93番地の17
再生債務者　平田　弘道
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月27日まで
平成21年９月24日　神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第３号
鹿児島県霧島市国分清水１丁目４番27―101号　ヒスポワールため池Ⅰ
再生債務者　前畑　康子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月24日
鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２１年（再ロ）第５号
川崎市宮前区宮崎267番地　エステート205
再生債務者　新井　　綾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月25日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（再ロ）第２号
秋田県湯沢市千石町１丁目５番５号
再生債務者　佐藤加代子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月25日　秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（再ロ）第１０号
大阪府和泉市府中町５丁目９番18号
再生債務者　寺本　敦司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月24日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１０号
京都市右京区嵯峨石ケ坪町32番地の９
再生債務者　霜倉　　忠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月25日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２１年（再ロ）第８号
愛媛県松山市居相３丁目３番19号
再生債務者　山田　峰子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月25日　松山地方裁判所

平成２１年（再ロ）第７号
北海道旭川市永山１条12丁目３番２号
再生債務者　川口　雅貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月25日　旭川地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第３号
青森県つがる市富萢町藪分17番地
再生債務者　松橋　友一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月25日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第４号
愛媛県松山市竹原４丁目10番15号　愛媛マンション502号
再生債務者　芳**邦**　仁美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月25日　松山地方裁判所

弁理士登録公告

平成21年９月12日に行った弁理士の登録を抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。
登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成21年９月12日	08547	植田　茂樹	業務禁止

弁理士数　8,206名
（平成21年９月12日現在）
平成 21 年 10 月５日　日本弁理士会

解散の登記をした会社

解散
左記の農業協同組合は、平成二十二年三月一日を効力発生日として、甲は平成二十一年九月三十日開催の理事会で、乙は平成二十一年九月二十八日開催の臨時総会で、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することを決議しました。
なお、甲は農業協同組合法第六十五条の二第一項の規定により、総代会の議決を経ずに合併することを決議しております。
記
一、この決議に反対の甲の正組合員は、本公告掲載の翌日から起算して二週間以内に書面により その旨を甲にお申し出ください。
二、この決議に異議のある甲、乙の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出ください。
三、農業協同組合法第六十五条第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録および貸借対照表は、甲、乙それぞれの主たる事務所に備え置いております。
平成二十一年十月五日
群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町六〇七番地
（甲）あがつま農業協同組合
代表理事理事長　唐澤脩一郎
群馬県吾妻郡中之条町大字下沢渡一八番地
（乙）沢田農業協同組合
代表理事組合長　山田　力夫

解散
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十一年十月二日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十九日
掲載頁　一四一頁（号外第一二八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十九日
掲載頁　一五〇頁（号外第一二八号）
平成二十一年十月五日
東京都大田区平和島三丁目二番地一八号
（甲）住友ナコ　マテリアル　ハンドリング販売株式会社
代表取締役社長　木村　宣夫
東京都大田区平和島三丁目二番地一八号
（乙）シンコーフォークリフト株式会社
代表取締役社長　木村　宣夫